ストーブ火災		
自動車用クッション火災		
電気火災		

（注　炎は赤色とし、地色は白色とする。）

3　第一項第十号イ、ホ及びヘに規定する事項並びに前項に規定する「適応する火災の初期消火に有効です。」の文字については、ＪＩＳ　Ｚ　八三〇五に規定する十ポイント以上の大きさの文字及び数字、それ以外の事項については、ＪＩＳ　Ｚ　八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて表示しなければならない。

（基準の特例）

第二十三条　新たな技術開発に係るエアゾール式簡易消火具について、その形状、構造、材質及び性能から判断して、この省令の規定に適合するものと同等以上の性能があると総務大臣が認めた場合は、この省令の規定にかかわらず、総務大臣が定める技術上の規格によることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（消火器の技術上の規格を定める省令の一部改正）

第二条　消火器の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号中「消防庁長官が定める」を「消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四十一条第五号に規定する」に改め、同条第十四号中「別表に」を「別表第一に」に改める。

第三十六条中「第二条第十五号」を「第二条第二十六号」に改める。

（経過措置）

第三条　この省令の施行の際、現に日本消防検定協会又は消防法第二十一条の三第一項に規定する法人であって総務大臣の登録を受けた者が行う検定対象機械器具等についての試験を申請している消火器に係る試験については、なお従前の例による。

2　この省令の施行の際、現に型式承認を受けている消火器及び前項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた消火器に係る型式承認は、附則第二条の規定による改正後の消火器の技術上の規格による型式承認とみなす。

○総務省令第二十七号

消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十二号）、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十三号）及び漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十四号）の施行に伴い、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十条第二項及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第二十二条第二項の規定に基づき、消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十二号）等の施行に伴う消防法施行令第三十条第二項及び危険物の規制に関する政令第二十二条第二項の技術上の基準に関する特例を定める省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

消防用ホースの技術上の規格を定める省等の施行に伴う消防法施行令第三十条第二項及び危険物の規制に関する政令第二十二条第二項の技術上の基準に関する特例を定める省令

次の表の上欄に掲げる消防用機械器具等又は消火設備等について、消防法施行令第三十条第二項及び危険物の規制に関する政令第二十二条第二項の総務省令で定める技術上の基準の特例及び期間は、同表の中欄及び下欄に掲げるところによるものとする。

消防用機械器具等又は消火設備等	技術上の基準の特例	期間
消防用ホース	平成二十六年四月一日前の消防用ホースの技術上の規格に係る型式承認を受けているもの	平成二十六年四月一日前の消防用ホースの技術上の規格に適合すること	十三年
結合金具	平成二十六年四月一日前の消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格に係る型式承認を受けているもの	平成二十六年四月一日前の消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格に適合すること	十三年
漏電火災警報器	平成二十六年四月一日前の漏電火災警報器の技術上の規格に係る型式承認を受けているもの	平成二十六年四月一日前の漏電火災警報器の技術上の規格に適合すること	十三年

注

一　型式承認とは、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の四第二項の型式承認をいう。

二　技術上の規格とは、消防法第二十一条の二第二項の技術上の規格をいう。

三　期間は、平成二十六年四月一日から起算するものとする。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○総務省令第二十八号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の施行に伴い、並びに消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第八条の二の二第一項（第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、第二十一条の二第三項、第二十一条の三第三項及び第三十六条第一項において準用する第八条第二項並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十二条第一項第三号、第二十九条の四第一項及び第四十八条第一項の規定に基づき、消防法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

総務大臣　新藤　義孝